

建設業取引適正化推進期間

- 請負代金や工期設定は適正ですか？ -

国土交通省では10月から12月までを「建設業取引適正化推進期間」と定め、建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動をはじめ、法令遵守に関する活動を行うこととしています。

▼ 北海道開発局における取組 ▼

ポスターの掲示による啓発活動



講習会の開催による法令等の周知

法令遵守講習会の開催

令和7年12月3日（水）にWEB会議システムを利用したオンライン方式で開催を予定しています。

〔予定している講習の内容〕

- 建設業の適正取引に向けて
- 法改正を踏まえた適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保について 外

具体的なご案内は10月下旬に北海道開発局ホームページでお知らせします。

建設Gメンによる調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

北海道内の建設業者を対象に、建設Gメンによる調査を重点的に実施するほか、建設Gメンによる調査や下請取引等実態調査の結果、または通報等により、法令違反が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行います。【45件程度を予定】